

あいうえお株式会社 御中

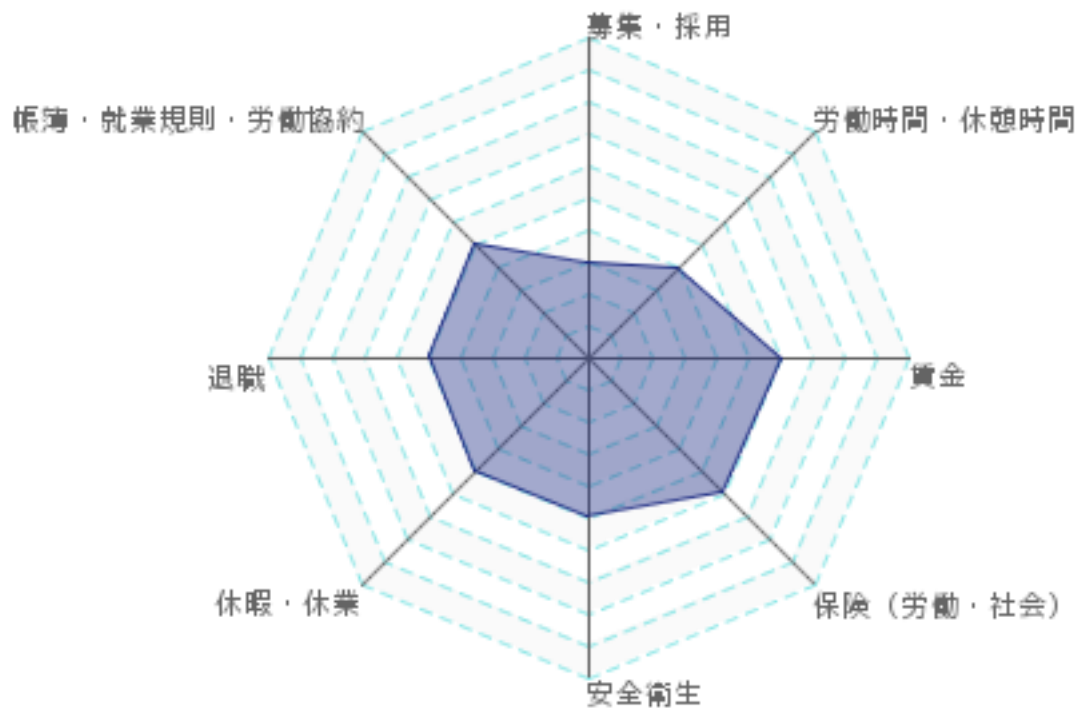
労務監査報告

事務所名:社会保険労務士・行政書士 オフィスサワダ
住所:〒064-0807
札幌市中央区南7条西1-20-1 グレートヒルアクアフロント603号室
電話番号:011-596-6007
FAX番号:011-213-1317

1.結果得点一覧

分野名	得点	満点
募集・採用	30	100
労働時間・休憩時間	40	100
賃金	60	100
保険（労働・社会）	60	100
安全衛生	50	100
休暇・休業	50	100
退職	50	100
帳簿・就業規則・労働協約	50	100
計	390	800

2.監査結果レーダーチャート



3. 労務監査報告

1 募集・採用

分野別得点 30 / 100 点

診断 1	求人募集に際して、「業務の内容」及び「労働契約期間」「就業場所」「労働時間」「賃金」「労働保険・社会保険関係」の6項目の労働条件を明示していますか？
回答	コメント
明示していないものが1項目でもある	× 募集に際して、労働条件の明示は必須事項です。 現在明示していない項目がある場合いずれの項目も明示していない場合は、早急に明示してください。

0 点

診断 2	求人募集や採用選考に際して、「男性や女性のみ」に限定する、「身長が cm以上の人」「転勤が可能の人」等の直接的あるいは間接的に性別による差別を行っていませんか？
回答	コメント
行ったことがない	問題ありません。 今後とも、性別による差別を行わないようにしましょう。

10 点

診断 3	求人募集や採用選考に際して、「30歳未満の人募集」「25歳以下の人のみ選考通過」といったように、一定年齢以上の人を不利に扱っていませんか？
回答	コメント
扱っている（扱ったことがある）	× 求人募集や採用選考に際して、一定の例外を除き、年齢による差別を行ってはいけないことになっています。 現在行っている場合は早急に改めてください。

0 点

診断 4	求人募集や採用選考に際して、合理的な理由なく、一律に健康診断書を提出するように求めていますか？
回答	コメント
求めている	× 求人募集や採用選考に際して、理由なく健康診断書を提出するよう求めてはならないこととされています。 健康診断書の提出を求める場合、慎重に行ってください。

0点

診断5	採用選考に際して得た、「履歴書」「職務経歴書」などの応募者の個人情報を書いてある書類について不採用の人の書類を返却する又は責任を持って破棄する等のルールを決めて、それを応募者に告知していますか？	
回答	コメント	
設けていない又は告知していない	× 採用選考に際して得た個人情報の、取扱のルールを定めた上で、そのルールを応募者に告知しなければならないことになっています。 現在行っていない場合は早急に改めてください。	

0点

診断6	採用時に、その人に関する「労働契約期間」及び「就業の場所や業務の内容」「労働時間」「賃金」「退職（解雇含む）」の5項目の労働条件について文書を交付して明示していますか？	
回答	コメント	
常に文書を交付している	問題ありません。 今後とも、5項目すべての労働条件を明示していくことが大切です。	

10点

診断7	パートタイマーやアルバイトを採用する際には、労働基準法による労働条件の明示事項（質問6）の他に、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」を含んだ8項目の労働条件を文書等の交付により明示していますか？	
回答	コメント	
常に文書を交付している	問題ありません。 今後とも、8項目すべての労働条件を明示していくことが大切です。	

10点

診断8	新しく人を採用する際に、個人情報保護や機密保持に関する誓約書を取っていますか？	
回答	コメント	
取っていない	× 情報漏えい等で会社が損害を負う事件も増えています。個人情報や秘密保持に関する誓約書をしっかり取っておきましょう。	

0点

診断9	採用時点で、身元保証契約を交わしていますか？	
-----	------------------------	--

回答	コメント
交わしていない	× 金銭を取り扱うような業種では、身元保証契約を交わすようにしましょう。

0点

診断 10	労働者が入社した後で、法律で定められた「事故時等における応急措置及び退避に関すること」等の安全衛生教育を実施していますか？	
回答		コメント
実施していない		× 労働安全衛生法で、入社時において、一定の項目の安全衛生教育を実施する義務が課されています。

0点